

『定款』の変更について

2024 年 1 月 26 日
一般社団法人日本中華總商會
代表理事・会長 蕭 敬如

本議案は、1 月 26 日の總會において審議し、議決する予定です。

1. 会員について

会員の位置付けや詳細について、第 5 条（会員）第 2 項に別途定めることを追記し、理事会の決議より「会員・会費規定」を制定する。

以下第 2 項を追記

2 会員の位置付けや詳細については、理事会において、別途定める。

2. 会員資格の取得について

会員資格の取得条件の見直しに伴い、第 6 条（会員資格の取得）第 1 項の推薦要件変更する。

以下第 1 項を変更

（1）本会の会員 2 名以上の推薦

（1）本会の**理事** 2 名以上の推薦

※**理事（執行理事及び評議員を含む）**

3. 入会金、会費及び賛助金について

入会金、会費及び賛助金について、第 9 条（入会金、会費及び賛助金）第 3 項を總會の決議から理事会決議に変更し、別途定める。理事会決議で「会員・会費規定」より定める。第 7 項には、納付期日について明確な定めを追記する。

以下第 3 項を変更

~~3 入会金、会費及び賛助金の金額及び納入方法並びにそれらの変更については、總會においてこれを定める。~~

3 入会金、会費及び賛助金の金額及び納入方法並びにそれらの変更については、理事会において、別途定める。

以下第 7 項を追記

7 会費及び賛助金の納付期日は事業年度の 3 月 31 日までとする。中途入会の場合

は、会費請求の指定納付期日とする。

4. 総会の招集及び議決権行使について

総会の招集及び議決権行使について、メール、Web、チャットツールや ZOOM など電磁的方法によって行うことが可能に変更する。

以下第 16 条（総会の招集）第 3 項を変更

~~3 総会を招集する場合には、その開会の日の 1 週間前までに、法令に定めるところにより必要事項を記載した書面で社員に通知をしなければならない。~~

3 総会を招集する場合には、その開会の日の 1 週間前までに、法令に定めるところにより必要事項を記載した書面**または電磁的方法**で社員に通知をしなければならない。

以下第 18 条（議決権の代理行使及び書面による議決権の行使）第 1 項を変更

~~第 18 条—やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、代理人は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。—~~

第 18 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、**電磁的方法**又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、代理人は、その権限を委任されたことを証する書面**または電磁的方法**を事前に議長に提出しなければならない。

5. 理事会の決議について

以下第 33 条（理事会の決議）の出席の定足数を変更

~~第 33 条—理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の三分の二以上が出席し、その過半数をもって行う。—~~

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

以下第 2 項に理事会の書面決議を追加

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき利害関係を有する理事を除く理事の半数以上が書面又は電磁的記録により意思表示をし、その過半数の同意を得、且つ監事が当該提案について異議なき場合、当該提案を理事会の決議として可決することができる。**